

上天草市ふるさとミライカレッジ事業 実施要項

令和8年6月24日施行

1 事業の趣旨・目的

上天草市ふるさとミライカレッジ事業は、上天草市（以下「市」という。）が、国のふるさとミライカレッジモデル実証事業の採択を受けて実施する事業である。

本事業は、市と大学が連携し、学生のフィールドワークを通じて地域課題の解決に取り組むプロジェクトであり、本市においては、市内企業において連携大学の学生を1か月間程度の実践型インターンシップとして受け入れるものである。

本事業を通じて、外部の視点や専門性を地域に導入し、関係人口の創出・拡大を図るとともに、若者の力を活かした魅力的な地域づくり及び将来の地域づくりを担う人材の育成・還流を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は上天草市である。

市は、大学、コーディネート機関及びその他関係機関と連携し、本事業を実施する。

3 事業の内容

本事業は、市内企業等（おおむね5社程度）において、最大10名の大学生を1か月間程度の実践型インターンシップとして受け入れるにあたり、市が指定するコーディネート機関と連携し、学生と企業のマッチング、事前・事後フォロー等を行うものとする。

4 参加対象となる学生

本事業の参加対象は、次に掲げる大学に所属する学生で、本事業の目的を理解し、主体的に参加する者とする。

- (1) 津田塾大学
- (2) 横浜国立大学
- (3) 北九州市立大学
- (4) 熊本県立大学
- (5) その他別途市が指定する大学

5 受入企業の条件

受入企業は、上天草市内に事業所を有し、本事業の趣旨及び目的を理解し、その実現に向けて主体的に取り組む意思を有した上で、学生を指導できる体制を有する企業とする。なお、受入企業は原則として2名の学生を受け入れるものとする。また、専任の受入担当者を1名以上配置するものとする。

6 受入企業の募集及び選考

受入企業は、市が公募により募集する。市は、事業趣旨への理解度等を総合的に勘案して選考を行い、随時参加企業を決定する。なお、必要に応じて、ヒアリング等を実施する場合がある。

7 インターンシップの期間・内容

インターンシップの期間は、市が指定する夏季の1か月間程度とする。

受入企業は、コーディネート機関の支援を受けながら、参加学生の学びにつながり、かつ受入企業の課題解決に資する実践的なプログラムを企画・実施するものとする。

受入企業は、応募にあたり、自社及び地域課題の解決に資するプロジェクトの素案を作成するものとする。当該プロジェクトの設計にあたっては、コーディネート機関が必要な助言及び支援を行う。

事業全体の実施フローは、概ね次のとおりとする。

- ・受入企業の公募
- ・受入企業の選考
- ・学生とのマッチング
- ・インターンシップ受入

8 研修等への参加

受入企業担当者及び参加学生は、市が実施する次の研修等に必ず参加するものとする。

(1) 津田塾大学（1社2名程度） 実施期間：令和8年8月2日から9月2日まで

- ア キックオフ研修 令和8年8月2日午後
- イ 中間研修 令和8年8月18日午後
- ウ 修了研修 令和8年9月2日午後
- エ 成果報告会 令和8年9月17日午後

(2) その他大学（3社6名程度） 実施期間：令和8年8月17日から9月17日まで

- ア キックオフ研修 令和8年8月18日午後
- イ 中間研修 令和8年9月2日午後
- ウ 修了研修 令和8年9月16日午前
- エ 成果報告会 令和8年9月16日午後

やむを得ず参加できない場合は、事前に市へ報告し、その指示に従うものとする。

9 学生の位置付け

参加学生は、受入企業の労働者ではなく、教育目的によるインターンシップ参加者として位置付けるものとする。

10 学生の処遇等

受入企業は、実施内容及び就業条件等について、インターンシップ開始前にオリエンテーションを実施するものとする。

その内容については、市、コーディネート機関、受入企業及び参加学生の4者で協議のうえ決定し、市が別に定める「誓約書」及び「処遇概要確認書」に記載し、参加学生との間で取り交わすものとする。

なお、参加学生に対しては、活動支援金として、市がその経費を負担し、コーディネート機関から1人当たり3万円を支払うものとする。また、当該活動支援金を含め、各プロジェクトの実施に要する経費については、1プロジェクト当たり11万円を上限として、市が負担し、コーディネート機関が必要な執行管理を行うものとする。

参加学生は、エントリーシートの提出、コーディネート機関による面談及び受入企業との面談を経て決定するものとする。

1.1 市内での宿泊及び移動手段の提供

参加学生は、市が指定する宿泊先に滞在するものとし、その宿泊費は市が負担し、必要な手配・支出はコーディネート機関が行う。

滞在中の食事については、参加学生が自ら準備し、その費用は参加学生の負担とする。

市内での移動手段は、原則として原動機付自転車を市が手配するものとし、レンタル料及び任意保険料等は市が負担する。ガソリン代については、受入企業が負担するものとする。

1.2 交通費等の支給

参加学生が本事業に参加するために要する往復交通費は、市が負担し、必要な手配・支出はコーディネート機関が行う。

対象となる交通費は、大学から三角駅又は上天草市役所大矢野庁舎までの公共交通機関の利用料金とし、原則として最も経済的な経路によるものとする。

なお、連携大学の教員又はこれに代わる者の交通費及び宿泊費については、1回（最大2泊まで）に限り、市が負担することができる。

1.3 負担金

受入企業は、本事業の実施に係る経費の一部として、参加学生1人あたり7万円の負担金を市に納付するものとする。

1.4 保険

参加学生は、本事業への参加にあたり、市が推奨するインターンシップ保険に、各自の負担で加入するものとする。

1.5 行動規範等

参加学生及び受入企業は、本事業の実施にあたり、ハラスメントの防止に努め、相互に尊重ある行動をとらなければならない。

インターンシップの活動時間は、原則として週5日間、1日当たり8時間程度を目安とする。

1 6 成果物の取扱い

本事業において参加学生が作成した成果物（各プロジェクトの実施により得られた提案資料、成果品等をいう。）に関する権利は、原則として受入企業に帰属するものとする。

参加学生は、受入企業の承諾を得た場合に限り、当該成果物を自己の学習成果として活用することができる。

市は、必要に応じて、受入企業の承諾を得た上で当該成果物を広報等に活用することができる。

なお、本事業の実施に関してコーディネート機関が作成する報告書その他の成果物に関する権利については、別途締結する契約（仕様書）の定めるところによる。

1 7 個人情報の取扱い

市は、本事業の実施にあたり取得した個人情報について、事業運営に必要な範囲で利用するものとし、本人の同意なく第三者に提供しないものとする。

市、受入企業及びコーディネート機関は、個人情報の適切な管理に努めるものとする。

1 8 責任の所在

インターンシップ期間中の業務管理及び事故対応については、受入企業の責任において行うものとする。

1 9 その他

本要項に定めのない事項については、市が別途定めるものとする。